

第 8 章 保存・活用の体制整備

第 1 節 歴史文化遺産の保存・活用体制の現状と課題

(1) 保存・活用体制の現状

歴史文化遺産の保存・活用は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 14 号の規定により、教育委員会の職務権限とされており、本町では教育課が中心となって、関係する各課とも連携しながら推進している。平成 30 年 (2018) 現在、専門職員として、学芸員 1 名、事務職員 7 名と臨時職員 1 名が携わっている。

国・県・町指定の文化財及び国登録有形文化財は、文化財保護法、熊本県文化財保護条例、湯前町文化財保護条例のほか、関連する法令等に基づき、所有者や管理者に適切な保存や管理に関する指導・助言を行いながら、その保護措置に務めている。

文化財行政に関わる教育委員会の諮問機関としては、湯前町文化財保護委員会条例 (昭和 32 年 9 月 2 日条例) の規定に基づき、10 人以内の学識経験者等で構成する、「湯前町文化財保護委員会」が設置されている。未指定文化財等を指定文化財にする際には、同委員会に諮り検討することとしている。平成 28 年度には、「湯前町歴史的風致維持向上協議会」が設置され、「湯前町歴史的風致維持向上計画」を策定している。

歴史文化遺産の内、無形文化財である伝統芸能や祭礼などについては、氏子や保存会、青年団、公民分館単位の集落住民などが、協力・連携しながら保存・継承をしている。しかし、人口減少、高齢化が進行する中で、その継続が次第に難しくなりつつある。

歴史文化遺産の活用については、地域活動やコミュニティ活動を行っている地域団体が非常に少なく体制づくりが求められている。しかし、最近では、湯前町観光案内人協会(事務局 = 湯前町観光物産協会)が設立され、観光案内人の養成講座などが開催され、数人が観光案内人として登録されており、研修や町内イベントへの協力、会員自らが企画をする「まちあるきツアー」なども実施されている。

(2) 保存・活用体制の課題

① 保全・活用を支える組織や地域人材の充実

相良 700 年の長い歴史の中で、本町が有する歴史文化遺産を支えてきたのは、そこに居住する人々が脈々と受け継いできた日々の生活にあるといえる。今後もそのあり方が変わることはない。しかし、人口減少と高齢化が進行する今後においては、集落の機能が低下し、各集落の歴史文化遺産を保存・活用していく組織の機能が低下していくとともに、人材が不足していくことが懸念される。

② 保存・活用の取り組みの次世代への継承

昭和 40 年（1965）以降の人口減少と高齢化が進行する中においても、本町の歴史文化遺産は、なんとか継承してきたが、一部においては消滅、または大きく内容が変化していった集落の伝統行事などもあり、将来に向けて次世代へ継承していくための体制づくりが不可欠となっている。

③ 保存・活用を支える関連主体者の役割の明確化と相互連携

保存・活用を支える地域の主体者としては、行政、地域住民、地域団体・企業等、専門家・技術者、所有者・管理者などが想定できるが、それぞれの役割が必ずしも明文化されていないため、それぞれが独自に活動を行っている場合が多い。このため、相互に連携した一体的な取り組みが不十分になっている。

④ 行政内部の定常的な協働・連携

本基本構想や歴史文化関係の計画策定に当たっては、教育課を中心に関連する課の職員が参画して策定にあたってきたが、必ずしも定常的に関連する他部門の所管課が、本町の歴史文化遺産の保存・活用に連携して携わっているとはいえない状況にあり、日頃から行政が一体となって取り組む体制づくりが必要である。

第 2 節 保存・活用体制の整備方針

(1) 体制整備に関する基本的な考え方

歴史文化遺産の保存・活用を推進していくためには、以下に示すような目的を実現するための人づくりと体制づくりが不可欠となる。

- ・ 歴史文化遺産の保存・保全と継承の実現
- ・ 歴史文化遺産の活用推進と普及啓発
- ・ 歴史文化遺産の保存・活用を支える人材の育成

そのためには、行政のみならず、湯前町民自らが本町の歴史文化遺産への誇りと理解を持ち続けるとともに、地域内外の様々な機関や人と連携・協働し、保存・活用にあたっていくことが不可欠であり、それぞれの役割を理解・認識するとともに、連携・協働を可能にする体制づくりが重要となる。

この実現に向け、以下に示すような体制整備に努めることとする。

(2) 整備方針

① 保全・活用を支える組織や地域人材育成のための体制づくり

ア・ 住民学芸員の養成に向けた体制づくり

相良 700 年の長い歴史の中で、本町が有する歴史遺産や集落遺産、生活遺産、近代化遺産を支えてきたのは、そこに居住する人々が脈々と受け継いできた日々の生活にあると言え、今後もそのあり方は不変的と考えられる。

しかし、人口減少と高齢化が進行する今後においては、集落の機能が低下し、各集落の歴史文化遺産を保存・活用していくことが困難になっていくことが予測され、それぞれの地域の枠組みを超えて、全町的に保存・活用の支援をしていく人材が必要になってくる。また、教育委員会には 1 名の学芸員が在籍するものの、調査研究から保存・活用までの支援を行っていくには、人員不足であり、十分な支援を行っていくことが困難な状況にある。

このような状況を少しでも改善していくため、地域住民の中から本町の歴史文化に興味関心を抱き、協力しようと考えている人材を研修しながら、「住民学芸員」として育成していくことを推進し、そのための組織づくりについても検討していく。

イ・ 観光案内人の養成

湯前町観光案内人協会が発足し、現在 6 人の町民と 4 団体が会員となり、観光案内人養成講座を受講した後、観光案内人として活動を進めているが、これまで以上に多くの町民が参加していくことが望まれる。このため、町民の意識啓発のための学習機会を積極的につくっていくとともに、観光案内人協会との協働・連携を図っていく体制を整備する。

ウ・ 歴史文化遺産の継承者育成

歴史文化遺産の多くは、所有者はもちろんのこと、これまで各時代に生きてきた先人たちの努力によって継承されている。

しかし、人口減少と高齢化が進行する現在では、コミュニティの在り方や支援団体の意識にも変化が生じ、新たな継承づくりに向けた仕組みづくりが必要になってきている。そのためには、学校教育や生涯学習など「学ぶ」機会の創出により、子供の頃から日常的に歴史文化遺産に触れる機会を拡大し、興味と関心を抱き続けていくことが不可欠である。

このような仕組みをつくっていくため、学校教育や生涯教育機関などと連携しながら、継承者の拡大に向けた町全体が一体となって取り組める体制づくりに努めていく。

② 行政内部の横断的推進体制の確立

歴史文化構想は、本町のまちづくり政策における内容を、歴史文化の視点からの取り組みとして整理したものといえる。その意味では、庁内各課の連携のもと町役場が一体となって取り組んでいくことが不可欠となり、日頃から、いつでも連携できるよう情報共有体制の可能な推進体制の確立を目指す。

③ 保存・活用に関わる各主体者間の連携・協働と役割の明文化

ア・ 保存・活用に関わる各主体者の役割

歴史文化遺産の保存・活用に関わる各主体者間の連携・協働を機能的に可能にしていくためには、まず各主体者の役割を明確にしておくことが必要である。保存・活用に関わる主体者として、それぞれの役割を調整しながら整理し明文化していくことに努める。

表 8-1 歴史文化遺産の保存・活用を支える各主体の想定できる役割

主 体	主な役割
所有者	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 歴史文化遺産の維持管理 ➤ 歴史文化遺産の保全のための修理等 ➤ 公開等への協力
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域の歴史文化遺産への関心と理解の醸成 ➤ 集落単位での歴史文化遺産の保存と継承への積極的参加 ➤ 家族単位での民族文化や風習など生活密着型歴史文化遺産の継承 ➤ イベントや活用への積極的参加 ➤ まちづくりへの積極的参加
住民学芸員	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 歴史文化遺産の調査・研究への協力・支援 ➤ 歴史文化遺産の普及啓発活動支援 ➤ 歴史文化遺産の保存・蓄積支援 ➤ 歴史文化遺産の情報発信支援 ➤ 歴史文化遺産の活用やイベント等の支援 ➤ 歴史文化遺産を活用したまちづくり支援
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 歴史文化遺産の指定・登録に関わる業務 ➤ 国、県等の関連機関との調整 ➤ 歴史文化遺産の調査・研究 ➤ 歴史文化遺産の保存・保全事業の実施 ➤ 歴史文化遺産の保存・保全整備に関する指導・助言 ➤ 歴史文化遺産の維持管理に関わる指導・助言 ➤ 歴史文化遺産データの保存・蓄積 ➤ 歴史文化遺産に関わる情報発信 ➤ 歴史文化遺産に関わる普及啓発活動の実施 ➤ 歴史文化遺産を支える人材の育成事業の実施 ➤ 歴史文化遺産の活用やイベント等の支援 ➤ 歴史文化遺産を活用したまちづくりの推進 ➤ 地域住民が行う歴史文化の継承支援

主 体	主な役割
地域団体・企業・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 歴史文化遺産の活用に寄与する事業展開 ➤ 歴史文化遺産の維持管理に関わる活動への積極的参加 ➤ 観光案内人など歴史文化遺産の価値を伝える活動 ➤ 歴史文化遺産を支える人材の育成支援 ➤ 歴史文化遺産を活用したまちづくりへの積極的参加 ➤ 歴史文化遺産に関わる情報発信
専門家・技術者	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 歴史文化遺産の調査・研究支援 ➤ 歴史文化遺産の情報発信・普及啓発活動支援 ➤ 歴史文化遺産の保存・活用への指導・助言 ➤ 歴史文化遺産の保全・維持管理への指導・助言 ➤ 歴史文化遺産の専門家を担う人材育成

イ・保存・活用に関わる各主体者の連携・協働体制の確立

各主体者が、表2-6-1に示すようなそれぞれの役割を認識しながら、相互に情報を共有し、連携・協働しながら歴史文化遺産の保存・活用を推進していくことを可能とする仕組みづくりに努めていく。また、この実現に向け、関連する各主体者がこれまで以上に密な関係を構築できるよう、既存の委員会等の委員構成やあり方等を再構築していく。

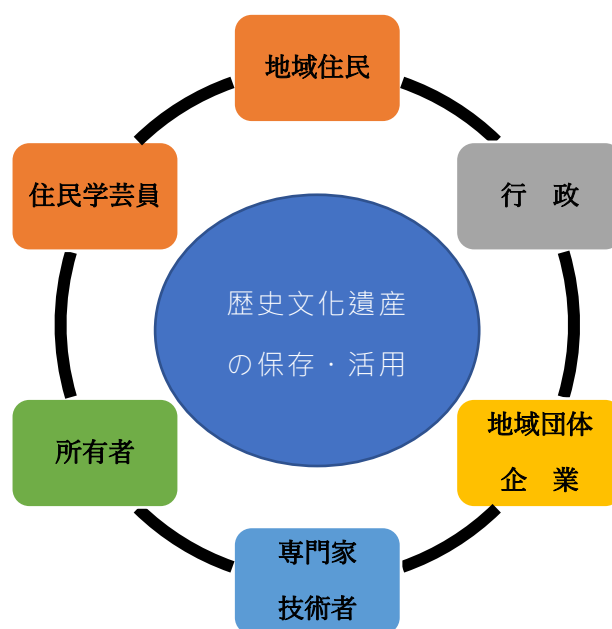


図 8-1 歴史文化遺産の保存・活用を支える主体

第9章 おわりに

本基本構想は、湯前町の自然環境や社会環境を背景として、調査・分析等から明らかとなった湯前町の歴史文化特性に基づき関連文化財群や保存・活用区域を設定し、今後の湯前町における歴史文化遺産の保存・活用のあり方や、そのための体制整備の方針を明らかにした。

本基本構想にあるように、本町は、日本史上稀な「相良700年」と称される長きにわたる統治の中で培われてきた豊富な歴史文化遺産に恵まれた土地であり、この価値ある歴史文化遺産を如何に将来に向けて保存・継承していくかが重要な文化行政の使命になっている。また、この魅力溢れる歴史文化遺産を活用し、まちの活性化やまちづくりに貢献できる環境をつくっていくことが、今後ますます重要になってくる。

今後は、本基本構想が、湯前町の歴史文化遺産の保護と歴史文化遺産を活かしたまちづくりに資するマスタープランとしての機能を十分果たせるよう、本基本構想に示した方針に基づき、具体的な取り組みを実践し、必要に応じて適宜見直し、改善を測りながら歴史文化のまちづくりを推進することとする。



平成29年度文化庁文化芸術振興費補助金

(文化遺産総合活用推進事業)

平成30年(2018)3月 湯前町教育委員会